

受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿									② 技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳				③-1 受講証明						
No.	受講者氏名	所属事業所名	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率	下請名簿番号	資本金・出資総額	常用労働者数	建設業許可番号	受講日数	受講期間中に賃金を支払った日数	申請額(左欄の日数×日額単価 7,600円)	※算定額(記入しないで下さい。)	実施年月日(実施時刻)	学科時間	実技時間				
1	福岡 一郎	株式会社〇〇建設	1111-111111-1	12 1,000					2日	2日	15,200円	円	11月1日 (9:00~17:00)	7					
2				1,000									11月2日 (9:00~17:00)		7				
3	安定 次郎	株式会社〇〇建設	2222-222222-2	12 1,000					2日	2日	15,200円		11月1日 (9:00~17:00)	7					
4				1,000									11月2日 (9:00~17:00)		7				
5				1,000									( : ~ : )						
6				1,000									( : ~ : )						
7				1,000									( : ~ : )						
8				1,000									( : ~ : )						
9				1,000									( : ~ : )						
10				1,000									( : ~ : )						
11				1,000									( : ~ : )						
12				1,000									( : ~ : )						
登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をして下さい。  事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入して下さい。③-2の記入は必要ありません。									③-2 受講証明			合計	4日	4日	30,400円	円			
									上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間数の7割以上の時間を受講したことを証明します。 証明年月日 平成29年 11月 2日 実施機関名 〇〇教育訓練センター 代表者氏名 □□□□				※備考  受講機関より証明印をもらってください。						

日額単価はこの支給申請内訳書の裏面の「2記入上の注意(4)」でご確認ください。

印  
印

(注1) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。  
(注2) 「②技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」は、技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に記入して下さい。

## 受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳について

### 1 提出上の注意

この受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書は、建設事業主が建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成）/技能実習コース（賃金助成））の助成金の支給申請を行う場合、建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建助様式第 17 号）に添付して下さい。

### 2 記入上の注意

- (1) 建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合
  - イ ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」、「所属事業所名」、「雇用保険被保険者番号」及び「雇用保険料率」を記入して下さい。
    - ロ ②「技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に、受講者のうち技能実習コース（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入して下さい。
- (2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者をも対象に技能実習を実施した場合
  - イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。
  - ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次により記入して下さい。
    - (イ) ①「受講者名簿」欄は、全ての事項を記入して下さい。
    - (ロ) ②「技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。
- (3) 「受講期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20 日を限度とします。）を記入して下さい。
- (4) 「申請額」欄は、「受講期間中に賃金を支払った日数」に日額単価）を乗じて得た額を記入して下さい。ただし、助成対象となるのは **1 日 3 時間以上受講した日に限り**ます。

**日額単価は技能実習の開始日時時点で雇用する雇用保険被保険者数 20 人以下の事業主は 7,600 円（生産性要件を満たした場合は 9,600 円）、雇用する雇用保険被保険者数 21 人以上の事業主は 6,650 円（生産性要件を満たした場合は 8,400 円）となります。**
- (5) 「③-1 受講証明」、「③-2 受講証明」欄
  - イ 建設事業主が自ら実施した場合  
建設事業主が、自らが実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10:00~17:00）、学科時間、実技時間について「③-1 受講証明」欄に記載して下さい。
  - ロ 登録教習期間等に委託して実施した場合  
建設事業主が、登録教習機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10:00~17:00）、学科時間、実技時間について「③-1 受講証明」、「③-2 受講証明」欄に当該実施機関の記入及び証明を受けて下さい。